

蒲郡市井戸水水質検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渇水時又は非常変災時における生活用水確保のため、井戸水の利用を推進することにより、渇水に強いまちづくり対策及び非常変災時に資することを目的とする。

(検査の対象)

第2条 検査の対象は、豊川用水の節水規制が実施されている期間中において、井戸使用者から水質検査の申し出があり、当該節水期間において節水の進行又は非常変災時に近隣者への生活用水その他公益目的（以下「生活用水等」という。）のため井戸水を提供する旨の確約書の提出ができる者であること。

(検査の実施)

第3条 水質検査は、蒲郡市の負担により実施するものとする。

(生活用水等の提供)

第4条 井戸使用者は、近隣者から生活用水等のため井戸水提供の申し入れがあった場合には、協力できる範囲内において提供するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。